

平成28年(ワ)第2572号 損害賠償請求事件  
原告 山口 薫  
被告 学校法人同志社

## 準備書面 14

### － 主張の整理(その1) －

平成30年4月11日

京都地方裁判所第6民事部合議はD係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 辰 巳 裕 規

#### 第1. 専門外科目担当強要による学問の自由の侵害(グリーン科目問題)

1. 既に訴状3頁以下、準備書面2、準備書面10・1頁以下、準備書面12・1頁以下において主張したとおりである。
2. 補足するに、グリーン科目(Green Management in Action)は、開講をした平成23年度までは、原告のほか、和田喜彦・杉村乾・末武透・大谷裕一・末吉竹二郎らが嘱託講師として2009年度第12回教授会で採用が承認され(被告準備書面(1)・3頁、乙43号証)、原告と嘱託講師ら複数が教員として共同して担当してきた(甲43号証の1・甲44号証の1)。グリーン科目の講義内容について原告は専門ではない。他の講師複数がそれぞれの専門分野について教員としての科目担当適合性が認められた上ではじめて成立していた科目である。これらの科目について原告を単独で教員とすることは、原告に専門外科目を強要することに等しい。学校教育法や大学設置基準は「専攻分野」について「学生を教授」することを求めており、専攻分野外を教授することを強いることは学校教育法等は許容していない。被告も教員の採用にあたっては「担当予定科目」についての「担当能力」を審査している(ビジネス研究科人事手続要領実施細則(甲5)4条1項・乙49)。

この点、被告は、ゲストスピーカーと嘱託講師とでは支払われる金額に差はないなどとするが(答弁書3頁・9頁以下)、ここで問題となるのは支払われる金額ではなく、ゲストスピーカーと講師の教員としての法的地位・資格の違いである。講師は、学校教育法上の教員である(92条1項・10項)。被告も嘱託講師が学校教育法92条10項の「講師」に該当するとしている(被告準備書面(2)2頁)。他方、ゲストスピーカーは学校教育法上の教員ではない。被告も、嘱託講師については学校教育法92条10項の「講師」に該当することは認め、被告は内容は明らかにしないものの(被告準備書面(4)1頁)、「嘱託講師への委嘱に適用される規程」に基づき採用がなされること、その際に履歴書・業績

書の提出が求められていること（乙49）は認めているのに対し、ゲストスピーカーに対しては、交通費・謝礼の支払いに必要な書類の提出を求めているのみであるとしている（準備書面（2）・2頁）。ちなみにゲストスピーカーは学生の成績評価ももちろんすることはできない。他方、専攻分野ではない者が科目を担当し学生の成績評価をすることももちろん許されない。

被告は「嘱託講師」を「ゲストスピーカー」へ代替することには何らの問題がないかのように主張するが、学校教育法上の教員の資格を有しないゲストスピーカーに学校教育法上の教員の職責を事実上担わせることは違法行為であり、この違法行為への加担を原告に強いることも違法行為となる。

## 第2. 「Project and Resarch I・II」における差別的な指導担当外しによる学問の自由の侵害

1. 既に訴状4頁以下、準備書面12・2頁以下において主張した通りである。
2. この点、被告は「指導担当教員の決め方は受講生の希望を最重視しつつ、受講生の研究テーマと教員の専門分野等を考慮して決められるとするが（答弁書3頁）、否認ないし争う。GMBAでは、希望を優先するのではなく、負担の公平を考慮してそれぞれ分担してきた。原告には2010年度は3名、2011年度は5名の担当学生がいたことは被告も認めている（答弁書3頁）。2012年度に突如0名となることは極めて不自然である。
3. ところで、原告は、2012年度の指導担当については教授会に上程されていないこと、国際プログラム委員会ないし近藤まり委員長が2012年9月頃までに独断で決定したことを主張している（訴状5頁）。このことについて被告はついに認否をしない（被告準備書面（4）2頁）。被告においても指導担当教員は受講生の希望を最重視しつつ、受講生の研究テーマと教員の専門分野等を考慮して決めるとしておきながら、指導担当教員は、教授会において承認・決定がなされるというルールが遵守されていたとは主張・立証できないのである。このことは、原告が主張する通り、指導担当教員の決定が教授会における決定・承認事項であるにも関わらず、教授会においては行われなかったこと、国際プログラム委員会ないし近藤まり委員長が2012年9月頃までに独断で決めたことを事実上承認するものである。学生の希望や研究テーマと専門分野の関係、教員の負担の公平などの考慮要素に基づく指導担当教員の決定作業が教授会において審査されないまま、原告は恣意的・差別的に指導担当から外されたことになる。このような恣意的・差別的な指導担当外しは違法行為を構成する。なお、国際プログラム委員会が適式に開催・運営がなされていなかったこと、国際プログラム委員会の意思形成・意思決定手続に重大な瑕疵があること、あるいはそもそも不存在であったことは後述する。

## 第3. 手続違反の科目担当外しによる学問の自由の侵害（ビジネスエコノミクス科目担当外し）

1. 訴状5頁以下、準備書面3、準備書面10・2頁以下、準備書面12・3頁以

下において既に主張した通りである。

2. ところで、被告は、教授会において原告のBusiness Economics科目担当外しを審議・決定したことはないとする（被告準備書面（4）3頁）。

そもそも、この科目担当外しは2012年12月17日の近藤まり教授からのメール（乙17）に端を発しているが、その後、教授会において審議も決定もされないまま、この近藤まり教授の独断だけにより科目担当外しが行われたことが明らかになった。そして、教授会の審議も決定もない科目担当外しを前提に、浜矩子研究科長は同月19日に「8コマ担当ルール」を口実に原告のみに対して定年延長の提案をしなかったこととなる（甲22）。さらに、国際プログラム委員会については、その開催の事実の有無も立証されておらず、その意思形成過程にも意思決定手続にも重大な瑕疵があるか、そもそも不存在としかいいようがない状態であり、つまり近藤まり教授（あるいはそれに同調する国際プログラム委員会委員を含む）が何らの権限もないまま、原告の科目担当外しを恣意的・差別的に決定し、それを口実に浜矩子研究科長が2日後に定年延長提案拒否に踏み切ったという流れになる。そして、原告の科目担当外しの是非については教授会で審議は一切なされなかったのである。このような科目担当外しは明らかに違法である。そして、このような恣意的な原告の学問の自由権侵害を大学教員らが恣意的にかつ平然と行っていること、それが我が国有数の私学とされる同志社大学において、何らの負い目もなく平然とまかり通っていることは極めて残念である。

3. 付言するに、原告の科目担当外し（平成24年12月17日・乙17）は、権限が一切ない近藤まり委員長の独断で行われたことはもはや明白である（準備書面12・4頁参照）。被告は、釈明には応じないが、GMBAは秋期開講であり通年で学生に提示されるシラバスにおいては2013年4月からのBusiness Economicsは原告が担当するものとして予め提示されていた。専門職大学院設置基準では「専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする」とされている（10条1項）。この明示された授業計画がシラバスである（甲6・9頁、14頁以下）。GMBAの学生に対しても1年間の授業計画があらかじめ明示されていたことは国費留学生であるタフォヤ氏の陳述書（甲9）からも明らかである（タフォヤ氏は、大坂仁氏の講義では、もともと履修科目要綱でアナウンスされていた内容の講義は受けることはできなかった）。GMBAの学生について1年の履修の途上である4月（後期・春学期）に「新たな年度」であるとして、シラバスが変更されることは原則として予定されていない。まして教授会における審議・決定がないままシラバスが変更されることはあってはならない。国際プログラム委員会なるものの開催や意思決定がもはや不存在であり、何ら法的に有意な意思形成・意思決定がなされたこともないことも明白となっている。さらに、近藤まり委員長がメールで掲げた理由が不合理であること（例えば2012年度（2012年9月～2013年度8月）の学生が全員「Business System Dynamics」を受講し合格していたことは被告も認めている（答弁書4頁））は既に主張・立証したとおりである（訴状5頁・準備書面1）。ちなみに国際プログラム委員会が「基礎的・一般的

な内容の授業を行うことを原告に求めた」ことも、これに「原告が頑として聞き入れなかった」ことも全く立証されておらず、そのようなやり取りがそもそも存在していないことも明白になった。

GMBAの秋入学の学生の年度途上において、何らの権限もない近藤まり委員長は、極めて不合理かつ恣意的な科目担当外しは、明らかに原告に対する学問の自由権侵害である。

なお、秋入学のGMBAの学生に事前に示される1年間の履修計画・講義予定については、「年度」あるいは一般の春入学の学生に対するシラバス策定過程との関係から被告において整理がなされることが望ましいことを付言する。

#### 第4. 近藤まり教授による差別発言による学問の自由の侵害

1. 訴状8頁以下、準備書面4、準備書面10・3頁以下、準備書面12・5頁以下において主張した通りである。
2. この点、被告は、近藤まり委員長は、初年時に履修する「**Business Economics**」の授業では、一般的な経済学についての講義をすべきであるという趣旨の発言で有り、原告の専門分野を「偏った経済学」と判断したのではないとして、原告からの求釈明に回答しない（被告準備書面（4）3頁）。しかし、仮に一般的な経済学についての講義をすべきであるという趣旨の発言であれば、まさにそのように発言をすればよいだけのことである。「偏った経済学」というのは、原告そのものに対する侮辱・名誉毀損そのものである。そして、近藤まり委員長は、原告の講義を参観したことはない（被告準備書面（2）4頁）。何度も繰り返すが原告は一般的な経済学について、システムダイナミクスによる分析手法を部分的に取り入れた講義を行ってきたのであり、これは原告が招聘されて以降、教授会の承認のもと毎年行われてきた講義である。近藤まり委員長は、シラバス・学生アンケート・原告からの話をもとに、原告の講義内容を把握したなどとするが（被告準備書面（2）4頁）、シラバスから何故一般的な経済学について講義がなされていないことが分かるか全く不明であるし、学生アンケートなるものも証拠提出を求めたものの被告は応じていない。原告からの話というものも全く不明である。そもそもシステムダイナミクスそのものは何度も何度も繰り返すが、経済学ではない（あくまで分析の手法であり、その分析手法は経済学のみならず様々な分野で利用されている（準備書面4、甲13ないし15参照））。システムダイナミクスは経済学であるとして、近藤まり委員長の無理解を露呈するものである。近藤まり委員長の発言は、何ら正当な根拠や調査、理解に基づかずに、徒に原告を侮辱し、名誉を毀損するだけのものであり、違法な発言であることは明白である。

以 上